

セシムルノ原由ハ狂藥ヲ賣販スル酒舗ニ
アリト言ガルベカラズ横濱ノ地ノ如キハ比ニ
此陷穽ヲ説カサル処ナシ故ニ平常捕縛ニ
逢フモノヲ見ルニ此陷穽ニ懸テ罪過ヲ犯ス
モノニ非ルハ殆ト希レナリ然リト虽モ此陷穽
ヲ設ルモノヨリハ更ニ一錢ヲ出シテ巡查ノ賣ニ
供スルヘキナリ唯ニ狂藥ヲ濫賣スルアルハ甚々
怪ムベシ

然レモ外國領事ハ斯ル弊害ノ初萌ヲ抑
制スルノ權ナシト明言サルモノ實ニ少シ然

ラバ則チ日本ノ有司タルモノ何故規則
ヲ制定シテ酒店ノ數ヲ^視其渡世ノモノ
一雜稅ヲ賦シ其稅ヲ以テ巡査ノ資金ニ充テ
、巡査ヲシテ其職業ヲ盡サシメ又外國領
事ニ其規則ヲ履行セシムルヲ要セサ
ルヤ夫レ如此法制ヲ履行セシムルハ外國領
事ノ職^非ヤ^ヤ之ヲ道^非弄スルハ外國人ノ
義^非務^ヤ
故ニ適當ニ右等ノ法令ヲ制定履行スル
ヲアラハ各人皆チ之ヲ承認シテ大ニ世間

二
お

二福子生スルハ此皇明カナラズヤ

合衆國総領事

千八百七十五年四月十三日 トーゴスビー、ボンボレーン

大 藏 省